



收受年月日	議長	事務局長	書記
28.6.2			
第 49 号			

発議第 1 号

平成 28 年 6 月 2 日

埴町議会議長 大縄 武夫 様

提出者

埴町議会議員

刻 貞 壽 一

賛成者

埴町議会議員

小林 達 信

埴町議会議員

鈴木 守 次

埴町議会議員

鈴木 茂

埴町議会議員

吉田 克 則

福島の復興のため不可欠な警察官増員措置の継続に関する意見書案

上記の議案を、別紙のとおり埴町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

## 福島復興のため不可欠な警察官増員措置の継続に関する意見書

福島県においては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から5年が経過してもいまだに避難や事故の処理による甚大な影響が続いているところであるが、避難指示区域等の再編、復興公営住宅や道路網の整備、中間貯蔵施設の設置運用、広域にわたる除染作業等、復興に向けた動きが進みつつあるほか、人口流動や物流の活発化が見られる。

福島県警察では、国の施策により、平成28年度には240名の期限付き増員措置を認められ、全国警察からウルトラ警察隊員の出向を受けるなどして、治安や交通の安全など、復興の最も重要な基盤ともいえる安全安心の確保に尽力している。

しかし、この増員措置は平成28年度までとされており、その後の見通しは国から示されていない。

避難指示区域・旧避難指示区域はもとより、県内各地の安全安心が損なわれれば、住民の帰還・定住、放射性物質の処理をはじめとする復興の大きな妨げとなりかねない。

このため、国に対し、福島県警察の警察官増員措置を平成29年度以降も現行と同様の規模で継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月7日

福島県塙町議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官